

## 指定防火対象物

項目	対象物の区分	本署	温泉	鷺別	登別	計
1-イ	劇場、映画館、演劇場又は観覧場	2	1	0	7	10
1-ロ	公会場又は集会場	39	1	26	9	75
2-イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	0	0	0	0	0
2-ロ	遊技場又はダンスホール	3	0	1	4	8
2-ハ	性風俗関連特殊営業を営む店舗	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室	0	0	20	0	20
3-イ	待合、料理店その他これらに類するもの	0	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	31	7	16	7	61
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	28	7	46	12	93
5-イ	旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	11	30	14	2	57
5-ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅	249	41	282	50	622
6-イ	病院、診療所又は助産所	12	4	15	8	39
6-ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム	5	1	4	3	13
6-ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム	15	0	10	6	31
6-ニ	幼稚園又は特別支援学校	2	0	1	1	4
7	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	29	0	13	3	45
8	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	2	0	0	2	4
9-イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	0	0	0	0	0
9-ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	2	0	0	0	2
10	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場	1	3	1	1	6
11	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	14	9	9	5	37
12-イ	工場又は作業場	145	2	48	38	233
12-ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	0	0	0	0	0
13-イ	自動車庫又は駐車場	33	4	16	6	59
13-ロ	航空機又は回転翼航空機の格納庫	0	0	0	0	0
14	倉庫	170	5	59	58	292
15	前各項に該当しない事業場	260	20	87	133	500
16-イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	80	26	68	38	212
16-ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	85	11	88	23	207
計		1,218	172	824	416	2,630

※対象物数は昭和50年3月「消防用設備等の設置単位について」を準用